

第20回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月31日（月）午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員（14名）

| | | | | | |
|---------|-----|-------|-----|-------|-----------|
| 会長 | 2番 | 安原 義之 | | | |
| 会長職務代理者 | 6番 | 市川 政一 | | | |
| 委員 | 1番 | 尾崎 香 | 3番 | 関原 正晴 | 4番 飯塚 淳一 |
| | 5番 | 山下 利秋 | 7番 | 清水 輝男 | 8番 霜鳥 勝範 |
| | 9番 | 丸山 光浩 | 10番 | 高橋 敏明 | 11番 生井 一広 |
| | 15番 | 竹内 則孝 | 16番 | 竹田 賢一 | 17番 宮尾 俊一 |

4. 欠席委員（3名）

12番 渡邊 春男 13番 内田 芳昭 14番 丸山 嘉之

5. 提出議題

| | |
|--------|--------------------------|
| 報告第19号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報告第20号 | 農地転用事実確認証明等報告について |
| 報告第21号 | 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について |
| 議案第35号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第36号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第37号 | 農用地利用集積計画について |
| 議案第38号 | 農用地利用配分計画について |

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 東條 義博 次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

7. 会議の概要

- 事務局長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、14名です。
それでは、安原会長、お願いします。
- 会 長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。
今月から県の農業会議の常設審議委員会も対面方式での開催に戻り、今後も各種事業が予定されております。皆様方の参加や協力をお願いしたいと思います。
11月18日には新潟県農業委員会大会も新潟市で開催されます。そちらへも全員で出席したいと思います。
県大会後には、大会で決議された「農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議」について、12月1日に県選出の国会議員への要請活動を行います。
また、同日午後には全国農業委員会会長代表者集会も開催されますのでそちらへも出席することとしています。
そのほかにもJAの報酬審議会も開催されるなど、各種大会や事業が予定されておりますが、結果等については皆様方へ報告したいと思います。
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。
- 議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第20回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。
8番の霜鳥 勝範委員、9番の丸山 光浩委員、よろしく申し上げます。
本日の議題については、報告事項が3件、議案が4件です。
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。
まず、報告事項ですが、
報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第20号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。
- 事務局 報告事項について説明します。
1ページ、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
9月に届出がありました合意解約は、3件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、2番につきましては9月の総会にて利用権設定の議決をいただいたものです。

次に、2ページ、報告第20号 農地転用事実確認証明等報告について、です。
9月につきましては、農地の転用事実に関する法務局からの照会が6件です。
内容についてですが、1番については、過去に非農地判定を受けましたが、地目変更の手続きがなされていなかったものが3筆あり、そのほかにつきましては原野化しており、今後も農地としての利用が見込めないものであります。
2番については、過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。
3番と4番については、過去にほ場整備により換地処分を受け、現在も農地となっているものです。
5番については、過去に非農地判定を受けましたが、地目変更の手続きがなされていなかったものです。

事務局

6番については、1筆は農地台帳から除外、もう1筆は土地の形状等から今後も農地としての利用が見込めないものであります。

以上、説明しました案件について、3番と4番を除き、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認した結果について、法務局へ回答したところです。

次に4ページ、報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

9月の届け出は、相続件数は6件、新たなあつせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思っております。

次に、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請については、5ページをご覧ください。

今月の許可申請は、4件です。

1番について、申請地は大字関山地内、登記地目：田が3筆 登記地積合計1,917㎡であります。

位置図は、資料No.1及びNo.3 9ページをご覧ください。

申請農地は、現在、譲渡人と譲受人との間で、利用権設定され譲受人が耕作している農地で、今後も譲渡人としては耕作管理できないことから譲渡人からの要望もあり、このたび話がまとまったため、売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番について、申請地は大字坂口新田地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計2,028㎡であります。

位置図は、資料No.1及びNo.4 10ページをご覧ください。

譲受人は、申請地に隣接する譲渡人所有の住宅もあわせて購入することとなり、住宅の近くで利便性も良いことから、耕作管理できない譲渡人からの要望もあり、このたび話がまとまったため、売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は大字柳井田地内、登記地目：畑が1筆、登記地積371㎡のうちの53.43㎡であります。

位置図は、資料No.1及びNo.5 11ページをご覧ください。

譲受人は、譲渡人所有農地に地役権を設定したいものであります。

具体的には、石油鉱業株式会社である譲受人が、申請地の地下に既に過去から設置している天然ガス輸送導管の維持・保守管理に支障となる一切の行為を禁止することを目的に、譲渡人と地役権の設定登記について協議した結果、合意に至り、申請地の必要な土地について設定するものです。

4番について、大字五日市地内、登記地目：田が3筆で登記地積161㎡、登記地目：畑が2筆で登記地積合計104㎡、合計で田畑：5筆 265㎡です。

事務局

ただし、登記地目：田の3筆については、登記地目は田であります。現況は畑として利用されています。

位置図は、資料No.1及びNo.6 12ページをご覧ください。

申請地は、先月の第19回総会で、空き家に付随する農地として区域の設定議決をいただいた農地であります。

その区域の設定を受けて、空き家の購入者から、設定した農地を譲り受けるべく、許可申請が提出されたものです。

譲受人は、妙高市内で、はじめて申請地を購入し耕作していきたいという、新規就農者です。

新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、市内で物件を探していたところ、五日市の物件を取得し、隣接する農地を取得するべく今回の申請に至りました。

住宅は売買契約が済んでいて、現在は前所有者が引渡しに向けて整理をしている状況で、11月中に転居する予定とのことです。

申請者の実家・出身地は大鹿で、現在も父母が在住していて、現住所の窪松原は、昨年8月から借家して仮住まいしているとのことです。

申請者は、実家の大鹿で、子どもの頃から父母の農作業を手伝っていた農業経験があり、窪松原でも、隣家の土地を借りてイチゴ、アスパラ、ブロッコリーを栽培していたとのことです。

農機具等については、規模も小さいことから農業機械の購入は考えていないとのことで、現在所有している鍬等の農機具で対応していきたいとのことでした。

申請者も妻も不規則な勤務状況であることから、できる範囲での規模から始めて、取得農地内で徐々に耕作拡大していきたい意向で、あわせて、大鹿の両親からのサポートも得られる状況とのことでした。

出席者からは、隣近所との親交を深めて、農業機械での作業援助が得られるようになって、取得する農地の適切な耕作管理を要望したところです。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、取得する農地の範囲内で徐々に耕作を拡大していきたい意向が確認できたことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として10月総会に議案を上程することで全員同意したところです。

申請地は、市外在住で申請地を耕作管理できない譲渡人と、空き家となった住宅及び宅地を、譲受人が購入し、併せて申請地も譲り受けて耕作するために、合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員

1番と2番について説明します。10月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 3番について説明します。10月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 4番については、担当委員が欠席のため、ただいまの事務局の説明のみとします。それでは、議案第35号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

議長 無いようでありますので、これより、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、許可することに決定しました。

次に、議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は2件です。

1番について、申請地は、白山町4丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積247㎡です。

位置図は、資料No.7 13ページをご覧ください。

申請地は、都市計画法第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲渡人と譲受人は、祖父と孫夫婦の関係にあり、申請地に使用貸借権を設定して、一般住宅1棟とカーポート1棟の建築整備を希望しています。

2番です、申請地は、大字猪野山地内、登記地目は田が1筆、登記地積435㎡です。

位置図は、資料No.8 14ページをご覧ください。

申請地は、今年5月31日開催の第15回妙高市農業委員会総会において妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について同意した案件で、本年9月に妙高農業振興地域の農用地区域から除外された第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可できる案件であります。

用地の選定にあたっては、付近の農振白地や農地以外からも選定を行いましたが、地権者の同意が得られなかったことや必要面積が確保できなかったことから、当該地が選定され、適地と判断しました。

譲渡人と譲受人は、義理の父と息子の関係にあり、申請地に使用貸借権を設定して、一般住宅1棟の建築整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きます、担当委員の説明をお願いします。

委 員 1番について説明します。10月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 2番については、担当委員が欠席のため、ただいまの事務局の説明のみとします。

それでは、議案第36号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、許可することに決定しました。

次に議案第37号 農用地利用集積計画について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページ、議案第37号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、新規設定95件、再設定6件、所有権移転1件の合計102件です。

1番から95番につきましては新規設定です。

契約内容は、新潟県農林公社への使用貸借となっております。

こちらに関しましては、柳井田地区で計画されております県営ほ場整備事業に関するものです。

事業の採択要件として、農地中間管理事業による中間管理権の設定が必要となることから設定するものです。

議案第38号 農用地利用配分計画にも関係しますが、ほ場整備事業に関する図面を議案最終ページの40ページに添付しております。

そちらをご覧ください。

整備区域は、柳井田地区と栗原地区で構成しており、それぞれ約14ha、3.7haとなっております。それぞれの地区での地目、筆数、面積を図面の右下に記載しております。なお、両地区の合計面積は

176,552.95㎡です。

続きます、27ページ96番から28ページ101番につきましては、再設定です。

契約内容は、賃貸借となっております。

再設定ですので、特に問題はないと思われま。

事務局 続きますて、28ページ102番につきましては、所有権移転です。
所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われます。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第37号に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願ひします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第37号 農用地利用集積計画について採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号 農用地利用集積計画は、市長に要請することに決定しました。

次に、議案第38号農用地利用配分計画についてを上程します。事務局の説明をお願ひします。

事務局 29ページ、議案第38号 農用地利用配分計画について、をお願ひします。
さきほど、議案第37号 農用地利用集積計画にて議決をいただきました集積計画のうち、新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けるものです。一部担い手でない方も含みますが全部で71件です。
摘要欄の番号が利用集積計画の番号と一致しています。
なお、譲受人が県外在住の方や、耕作状況欄の面積が0㎡である13番、44番、49番、66番の方につきましては、整備が始まるまではこれまでの保全管理の状態となります。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第38号に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願ひします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第38号 農用地配分計画について採決します。
お諮りします。

本件は、「意見なし」とすることに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号 農用地利用配分計画は、「意見なし」として回答することに決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第20回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和4年11月30日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印